9月定例議会

58年度　4会計の決算を認定

一般会計補正　八、七四一万九千円を追加

九月定例議会が九月二十七日二十八日の二日間開かれた。

一般会計の補正予算では、樋田川災害復旧工事一三〇メートル三、三二三万円、スキー場建設費に二、三八一万円、松之山小学校改築基金の積立金一、五〇〇万円など総額約八、七〇〇万円を追加した。

高校の寄宿舎がなくなることから、一日のバス代が五〇〇円を越える分について補助金を出すことになった。

条例関係では、松之山小学校改築事業の資金を積立てるための基金条例を制定した。黒倉分校を廃止し、六十三年四月一日から統合することを決め学校設置条例の一部を改正。

町選挙管理委員の任期が満了し、委員四名と補充員四名の選挙を行なった。また教育委員の任命については、猪俣栄二さん（松之山）が新しく任命された。

国庫補助負担率引下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書。少額貯蓄非課税制度の存続に関する意見書を政府や各政党に提出することになった。

一般質問は、小野塚保夫、関谷勲、竹内平八郎、田辺尚二、高橋英一、村山里志の各議員が過疎対策、町総合計画、町職員の研修や新聞投稿等について町の考えを正した。

二十年間町村議会議員として地方自治の振興発展に貢献された副議長の田辺一夫さん、前議員の福原庚造さんが県議長会より表彰。二十七日伝達された。

一般会計補正予算　主な使いみち

総務費

○印刷機リース代　二四万円
○税務電算委託料　一〇二万円
○戸籍賃金　八万円
○統計調査出張旅費　四万円

衛生費

○婦人の健康づくり事業賃金　一一万円
○環境衛生費（看板・消毒薬剤、印刷代）　七万円
○火葬場排油処理施設　五万円

農林水産業費

○林業振興費（造林用地登記委託料・補償料他）　四九万円
○林道補修建設機械借上料　三〇万円
○林道補装修繕工事増　一〇〇万円
○団体営かんぱい・松里地区用地測量　一九六万円
○ホ場整備・狐塚地区水道管移設補償料　七一万円

商工費

○観光費（温泉組合補助金、新聞広告他）　一七二万円
○スキー場管理運営費（測量委託料・休止補償料他）　二八万円
○スキー場建設費
重機燃料費　五〇万円
建設機械借上料　九〇〇万円
レストハウス基礎工事増　一〇〇万円
レストハウステーブル他備品　三〇〇万円
スキー競技用計時装置　二〇〇万円
スキー場、水田、物件補償料　八三一万円

土木費

○湯本地内、県道昇格に伴う用地買収費　一六〇万円
測量委託料　一八〇万円
○道路維持費（用地買収・立木補償）　五〇万円
○崩田・田麦立線改良工事増　一四〇万円
○建設機械運営費（布川防雪センター給水工事、備品購入他）　一一三万円
○住宅費（建設機械借上料・水道管移設）　七六万円
○地域防雪体制整備事業（建設機械借上料　一五〇万円

教育費

○松之山小学校改築基金積立　一、五〇〇万円
○ノルディックスキー（五セット）高校　四五万円
○通学費補助金　七〇万円
○寄宿舎修繕料等　一〇万円
○教員住宅新築・立木補償　一二万円
○松之山小・三省小プール修繕他　二八万円
○松之山小建設予定地、地質調査　一五〇万円
○東川小車庫新築　一五〇万円
○中学校、各種大会出場、自動車借上料　二〇万円
○町民プール配管修理　六万円

災害復旧費

○樋田川災害復旧工事　三、三二三万円

○林道補装修繕工事増

レストハウステーブル他備品

松之山小の改築基金条例を設置

審議可決した主な事項

▽昭和五十八年度町四会計決算の認定。

◎一般会計

歳入

二五億二、五〇四万一、三四二円

歳出

二四億三、五八八万一、一一一円

○国保特別会計（事業勘定）

歳入

三億四、一九一万四、六七九円

歳出

三億三、九二九万八、三二〇円

（診療所勘定）

歳入

二億一、〇四六万八、三七六円

歳出

二億〇、七〇六万四、二五五円

○簡水特別会計

歳入　五、八六八万五、九七八円

歳入　五、五四七万四、〇四六円

○老人保健特別会計

歳入

二億二、八二二万四、一七八円

歳出

一億九、四五〇万八、八一三円

▽昭和五十九年度一般会計補正予算（第三回）

○八、七四二万九　円を追加し総額二四億五、三八七万四千円とする。

▽昭和五十九年度国保会計補正予算（第二回）

○国保負担金が一、六〇〇万円減、基金から九〇〇万円繰入れ。

▽昭和五十九年度簡水特別会計補正予算（第一回）

○一四一万六千円を追加し総額五、七三二万八千円とする。

▽松之山町立松之山小学校改築基金の設置管理及び処分に関する条例設置。

○町は町立松之山小学校改築事業の資金に充てるため松之山小学校改築基金を設置。

▽小学校の統合について

○教育効果の向上と学校運営の適正化を図るため松之山町立松之山小学校黒倉分校を廃止し松之山小学校に統合する、統合は六十三年四月。

▽松之山町立学校設置条例の一部改正。

○松之山小学校黒倉分校を削る条例の施行は六十三年四月一日とする。

▽松之山町立教員住宅設置及び管理条例の一部改正。

○松之山中学校教員住宅（大松荘）を松之山町立小中学校教員職員住宅（大松荘）松之山一、六八〇の子に改める。教員住宅使用料は一戸建月額七、〇〇〇円。

▽松之山町集落開発施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正。

○西之前、上鰕池集落開発センターを加える。

▽国民健康保険条例の一部改正。

○退職者医療制度の発足により退職被保険者の一部負担金を十分の二、被扶養者は十分の三とする。

▽国民健康保険税条例の一部改正。

○所得割百分の三・七八を四・三八に、資産割百分の四五・六七を四〇・六五に、均等割被保険者一人一万二、一六〇円を一万一、七四〇円に、世帯平等割一世帯一万四、三〇〇円を一万四、九〇〇円に改める。

▽松代町外一ヵ町伝染病舎組合食費及び薬価徴収条例を廃止。

▽町営土地改良事業の認可。

○栃倉地区耕地災害復旧、事業量〇・八ヘクタール、事業費一、一七四万円、負担区分、国〇・八二五、受益者〇・一七五。

▽財産の取得。

○除雪ドーザー（小松）価格一、四二〇万円。

▽議員提出議案、国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書の提出について。

○国は、財政負担を軽減するため、国庫補助負担率を一律に引き下げ、一方的に地方財政にしわ寄せしようとしている、絶対にこのような措置をとることのないよう、政府などに意見書を提出する。

▽町選挙管理委員及び同補充員の選挙。

○選挙管理委員四名、滝沢和平（猪之名）久保田和夫（天水島）小野塚新作（東川）本山勉（浦田）再任。

▽町固定資産評価審査委員会委員の選任。

○佐藤正男（天水越）再任。

▽町教育委員会委員の任命。

○福原一雄（天水越）再任。

猪俣栄二（松之山）新任。

採択された 請願・陳情・要望

▼政府に対して、税制調査会において見直しが行われている少額貯蓄非課税制度の存続と一率の利子課税は行わないことを要請するよう求める（陳情書）

松之山・浦田・湯本郵便局外

▼五十子平部落集会所の改築について請願

五十子平部落

▼松之山小学校改築に関する要望

松之山地区協議会外

▼国家公務員給与引き上げの人事院勧告完全実施を求める意見書の採択に関する陳情

松之山町職員組合

▼科学振興助成金の増額並びに過疎特別助成金の継続を国、県に対し強く要望していただきたい（陳情書）

上越高等学校、関根学園高等学校。

▼母と子ども、お年寄り、障害者、生活困窮者に必要な社会福祉制度の根底を破壊する国庫負担率削減と地方自治体、住民への負担転嫁の撤回を求める政府、国会への意見書提出に関する要請書

新潟県保育者労働組合

▼郵便貯金やマル優など非課税貯蓄制度の改悪に反対し、少額貯蓄の現行利子非課税制度の継続を求める請願。

全逓上越支部松之山分会

昭和58年度 一般会計決算

歳出 24億3,588万円

8,916万円の黒字

昭和五十八年度の一般会計予算は、当初二三億四、六八九万八千円であったが、その後十一回の補正によって最終予算額は二五億六、六四一万六千円となった。

これに対して決算額は、歳入二五億二、五〇四万一、三四二円、歳出二四億三、五八八万二、一一一円で差引き八、九一六万〇、二三一円の黒字となった。歳入、歳出とも対前年度比較で約十三％増加している。

スキー場建設のため、歳入の使用料が二一七％、町債が六二％、歳出で商工費が二二六％と、対前年度比で大幅に増えている。

歳入のうち、直接町民の負担によるものは、町民税や固定資産税などの税収入が一億七、二〇六万円、土地改良の分担金や保育料、スキーリフト使用料など税外収入が一億九、四一三万円で決算総額に対して一四・五％となっている。

町債の年度末現在高は二三億九、三〇三万円に達し、町民一人当り四九万六千円となり、公債比率は一五・三％に上昇した。

五十八年度は、公債費の元金一億六、二一九万円、利子一億五、三七四万円など合計三億一、六一〇万円償還している。
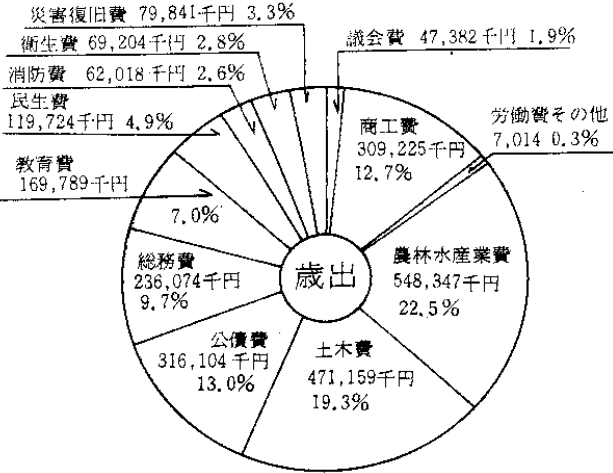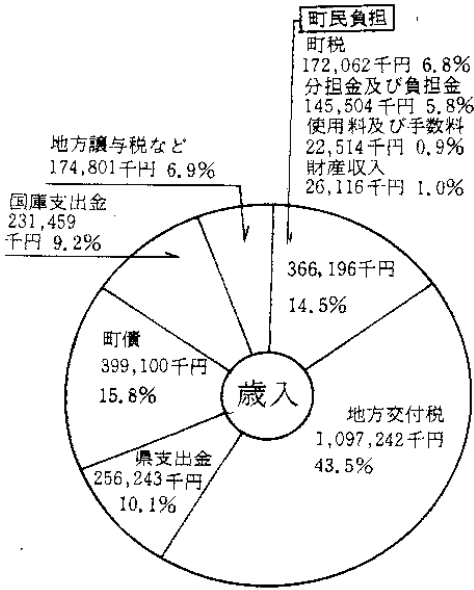
町民の負担 3億6,619万6千円

町　税

市町村民税	7,943万円
固定資産税	5,553 〃
軽自動車税	450 〃
たばこ消費税	1,619 〃
電気税	659 〃
木材引取税	40 〃
入湯税	942 〃

使用料・手数料

湯沢駐車場使用料	43 〃
松寿荘使用料	36 〃
家庭奉仕員派遣費徴収金	3 〃
火葬場使用料	73 〃
町民体育館、町民プール等教育施設使用料	46万円
スクールバス使用料	87 〃
民俗資料館入館料	140 〃
自然休養村センター使用料	110 〃
テニスコート使用料	16 〃
キャンプ場使用料	95 〃
高原テニスコート使用料	18 〃
住宅使用料	134 〃
スキーリフト使用料	1,318 〃
戸籍等手数料	132 〃

分担金・負担金

土地改良事業費分担金	1億2,299 〃
農道災害復旧分担金	6万円
保育所保育料負担金	2,245 〃

財産収入

土地貸付収入	17 〃
建物貸付収入	190 〃
町有ブルドーザー貸付料	41 〃
温泉源貸付収入	710 〃
利子・配当金	885 〃
物品売払収入（除雪車払下げ外）	62 〃
不動産売払収入（湯本駐在所売払代外）	544 〃
立木等売払収入（留山ダム用地内立木売払代外）	162 〃

第3回農業祭　10月27日㊏ 28日㊐

収穫の喜び　文化の潤い

今年も農業祭がやって来る。史上空前の異常豪雪の影響で、田植えは昨年に比べ二週間から二十日程度遅れた。しかし、夏の好天、高温に恵まれ、山間部の稲の生育成熟は順調な経過をたどり、平年並み、またはそれを上回る可能性もあり、農家の表情に、明るさが戻っている。

新たに米共励会出品展示

春耕期におけるあの苗作りの苦労と、二千百三十万円を支出して苗代対策などの補助に当たった町の努力が、いま実ろうとしている。農家、行政、農業団体が三位一体となった立ち上がりが、いかに大切か。そのことを、いやが上にも見せつけられた年だった、といえないだろうか。

「一年間の農業生産と文化活動の成果を展示、発表し合うことを通して、町民こぞって収穫の喜びと文化の潤いを享受し、連帯を深め、それらの一層の振興と町の発展に寄与する」

こう趣旨に掲げた農業祭は、多彩な行事を繰り広げる。特に今年からスタートした「良質米多収穫共励会」の表彰式と出品展示は、今回農業祭の呼びものとなろう。

楽しい行事がいっぱい！

わが町の稲作反収、否、日本のそれを引き上げる原動力となったのは、言うまでもなく「多収穫共励会」だった。狭い耕地から、いかに多くの生産を上げてゆくか。このことこそ、稲作の抱える古くて新しい課題に外ならないからだ。

折からの米不足問題。日本型食生活の見直し提言。民族的食糧ともいうべき〝米〟が、いろいろな面から注視を浴びつつある。そうした機運に際会した、わが町の「共励会」は、実施の意義を倍加した。お互いにかく認識し合いたい。

各部落の農家組合の推薦を受けて参加したのは、実に五十二人。坪刈りも進み、入賞順位を決める最終審査会も間近。正式発表は、十月二十八日の農業祭。成績一覧表は当日、一般に配付の予定。稲株と米も展示する。

このほか農業祭は、婦人会の協力による「わが家の伝承料理自慢食品展示会」や「コシヒカリ・手打ちソバ試食会」、青年団、農業委員などの協力による「モチつき大会」、整備業組合による「農機具展示即売会」など、盛り沢山。

毎年、好評を博している「野菜・牛肉即売会」も目玉のひとつ。農業祭参加「錦鯉品評会」は、十六回目。ひときわ彩りを添える。

「芸能祭」と「美術作品展」は、文化の秋にふさわしい重要行事。農山村文化の健在ぶりを示す。上川手歌舞伎は、〝菅原伝授手習鑑〟で再演の舞台を踏む予定。美術の力作は、その水準の高さを誇示せずにはいないだろう。町では、町民の総出を呼びかけている。ご期待ください。

農業祭の行事内容は、次のとおり。

農業祭部門

10月28日（日）　自然休養村センター

①開始　午前九時
②野菜・牛肉即売会　〃九時から
③わが家の伝承料理・自慢食品展示会　〃九時から午後二時半まで
④農機具展示即売会　午前九時から午後三時まで
⑤モチつき大会　午前十一時から正午まで
⑥コシヒカリ・手打ちソバ試食会　午前十一時から正午まで
⑦ポン菓子　午前十時から正午まで
⑧錦鯉品評会　午前九時から午後二時半まで
同表彰式　午後二時半から
⑨農業祭鏡割り　午前十一時半から
⑩良質米共励会出品展示会　午前九時から午後三時まで
同表彰式　午前十一時から
⑪終了　午後三時

文化祭部門

〈芸能祭〉

十月二十七日（土）午前十時から歌舞伎ほか
同二十八日（日）午前九時から民謡、踊りほか
両日とも町民体育館

〈美術作品展〉

十月二十七日（土）午前九時から午後五時まで
同二十八日（日）午前九時から午後五時まで
同二十九日（月）午前九時から午後二時まで
三日間とも自然休養村センタ

生の音楽に感動
演奏は上越教育大

生の演奏に触れる機会の少ない松之山の子供達にと、上越教育大の皆さんが松之山で音楽鑑賞教室を開いた。

この教室は町教育委員会と学校教育重点施策推進委員会で、生の音楽を鑑賞してもらい、明るく豊かな心情を育てたいと、上越教育大に演奏の依頼をしていたものである。

演奏者は同大学生や院生、OB、教官など六十一人で、吹奏楽やピアノ独奏、弦楽アンサンブル、独唱、混声合唱など。曲目は児童生徒が対象であることから、乙女の祈りや子守歌、野ばら、荒城の月、ドナウ川のさざ波など子供むけの曲が一時間半にわたって演奏された。
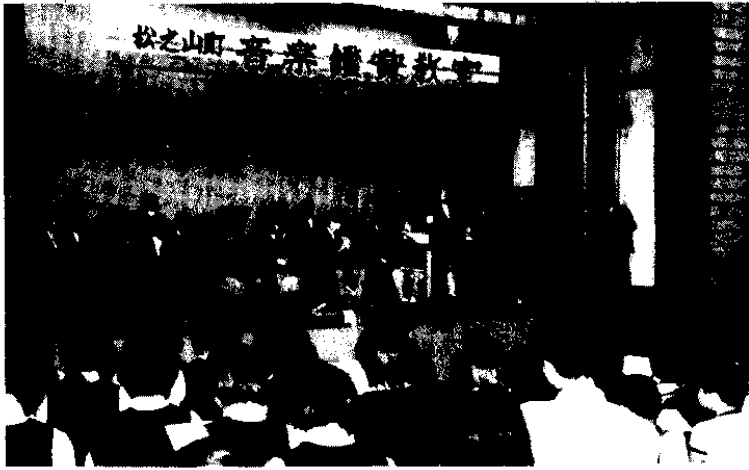
この教室には小学三年生以上小・中・高（六百人）と教員や一般の人達など総勢七百人が迫力ある演奏に耳を傾け、生の音楽に感動した。

快く演奏を引き受けてくれた上越教育大の皆さん

チビくんと佐藤庄吉さん

犬の長寿ナンバー・ワン 『チビ』くん表彰される

天水越の佐藤庄吉さんの犬〝チビくん(雄)〟が犬では大変長生きで珍しいと県動物愛護協会から表彰された。

ふつう犬の寿命は長くて十五年位といわれているのに、この〝チビくん〟は昭和三十六年三月生まれの二十三歳。

結成して十年の同協会では、九月二十二日新潟市で動物フェスティバルを開き表彰した。

この犬は県下でも最高齢の飼育犬ではないかといわれている。高齢のため目や足腰は弱り三年前から外には出ないが元気に暮している。

秋の狂犬病予防注射

秋の狂犬病予防注射を実施します。犬を飼育する場合は年二回の注射が義務づけられております。該当者は必ず注射を受けてください。

▼10月18日（木）
。中立山集落センター　午前十時
。浦田克雪センター　午前十時半
。黒倉の倉庫　午前十一時十分
。小谷十一屋前　午後一時
。上川手公会堂　午後一時半
。坪野福石屋前　午後二時
。東川小学校前　午後二時半

▼10月19日（金）
。湯山営林署前　午前十時
。湯本駐車場　午前十時半
。松里農協前　午前十一時
。松之山町役場　午後一時

▼料金・一頭につき二、六一〇円
（今回新たに登録する犬は、登録料二、一〇〇円を加算）

▼注意事項
。印鑑と愛犬手帳を持参してください。
。犬は丈夫なクサリでつないできてください。
。犬がいなくなった場合は、役場衛生係まで連絡ください。
。四月以降、新たに飼い始めた犬は登録も行います。

新潟県最低賃金

1日　**3,249**円

（ただし時間給の労働者は1時間**407**円）

効力発生日　10月5日

火あそびをしない よい子になります

幼児に消防指導を行ない、火に対する正しいしつけを身につけさせようと、九月七日幼年消防クラブが発足した。

このクラブの発会式は保育所の園児百三十五人が出席、来賓には上越地域消防事務組合の杉山消防長さん等を迎えて、町民体育館で盛大に開かれた。

まあたらしいハッピが子供達にプレゼントされ、火あそびをしないよい子になる事を誓った。

かわいいハッピ姿の子供達

布施政子 相沢義和 さん

国体出場決まる

国体予選が八月二十五日新潟市で行われ、当町から高校生二人が第三十九回国民体育大会の選手に選ばれました。

国体は十月十二日から十七日まで、奈良県鴻池陸上競技場で開催されます。

▽布施政子（黒倉）
　少年Aヤリ投げ

▽相沢義和（下鯖池）
　少年B八〇〇㍍

無火災2年半 記録更新中

無火災は
わが町．わが家．わが自慢

上越地域消防事務組合では、九月一日から十二月三十一日まで、無火災推進四カ月運動を実施しています。

さいわい、松之山町では九月三十日現在、無火災九一三日という喜ばしい記録を更新中です。

「毎日、夜九時は消防の時間」火の元点検を習慣づけるとともに、我が家からは絶対火事を出さないという心構えをもって、無火災記録を延ばしましょう。

無火災は〝わが町、わが家、わが自慢〟乾燥機など火の元にご注意ください。

▽乾燥機のまわりには、ワラ等燃えやすい物を置かない。
▽火をつけたまま給油しない。
▽その場をはなれ遠くへ行かない。
▽消火器等を用意する。

（東頸消防署松之山分遣所）

10月1日から
赤い羽根

共同募金

みんながしあわせに

あたたかい愛を お願いします

今年も十月一日から、全国いっせいに赤い羽根共同募金が始まりました。

この共同募金は、お気の毒な人達を援助し明るい社会を築こうとする、国民的な社会福祉活動で今年で三十八回目を迎えました。この募金は、県と町の民間社会福祉活動の資金源として毎年大きな役割を果しています。

今年の町の目標額は九二万八千円で、戸別募金が一世帯当り六五〇円、その他職域募金、学校募金などでお願いすることになっています。皆さんのあたたかいご協力とご理解により、目標が達成できますよう、心からお願い申し上げます。

40歳からの健康週間
10月10日〜16日

健康づくりの三本柱 「運動」「栄養」「休養」

十月十日は「体育の日」また この十日から十六日までの一週間は「四十歳からの健康週間」です。

今年から始まるこの週間は、壮年期からの健康づくりと成人病予防のための週間です。

老後の準備は四十代からといわれますが、これは経済面に限ったことではありません。健康についても老後への備えが必要です。

健康づくりの三本柱は「運動」「栄養」「休養」といわれています。

人間も動物で、動いているのが本来の姿です。しかし、科学技術の進歩により、体を動かす機会が少なくなってきています。運動不足にならないよう、毎日の生活に運動を取り入れましょう。

自然な運動、心や体を休ませるゆとり、野菜や魚、肉をバランスよく食べることが、長生きの秘けつです。

昭和59年度 後期

技能検定

受付申請は10月17日まで

新潟県知事の委任を受けた新潟県職業能力開発協会では、昭和五十九年度後期技能検定と技能五輪地方大会を実施する。

技能検定は、技能者の自己啓発の目標となるとともに、企業および社会一般にとって技能者の職業能力の評価および処遇の指標となるきわめて重要な国家検定です。

この技能検定に合格すると、一級は労働大臣、二級は県知事より合格証書が交付され、技能士と称することができます。

この実技試験に併せ、新潟県技能競技大会と、技能五輪地方大会を行い、成績が特に優秀な方は新潟県代表選手として技能五輪全国大会出場の推せんが受けられます。

検定職種は、時計修理、農業機械整備、石工、和菓子製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、型枠施工、鉄筋組立て、建築製図など約七十種。

受験申請書の受付は十月四日から十七日（消印有効）まで、新潟市川岸町一丁目四八の八、まるえビル三F、新潟県職業能力開発協会へ。

詳細や受検申請書用紙は、町商工会にありますので、ご相談ください。

マイホームと税金

マイホームを持とうとすると、資金計画や設計などいろいろな問題がでてきます。税金のことも気にかかることの一つです。そこでマイホームを持った場合にかかわる税金について、そのあらましを説明しましょう。

登録免許税
—評価額の〇・六パーセント—

土地や建物などの不動産を取得すると登記をしますが、このときかかるのが登録免許税です。例えば、新築した建物の所有権保存登記の税率は、その建物の価額（原則として、固定資産税評価額）の〇・六％です。

なお、住宅を取得したときの登記で、その登記が一定の要件に当てはまるときは、税率が軽減される特例があります。

不動産取得税
—評価額の三パーセント—

不動産を取得したときにかかるのが不動産取得税（県税）です。住宅にかかる税額は、その住宅の価格（原則として、固定資産税評価額）に三％の税率を掛けた金額です。

なお、住宅を取得した場合において、その住宅が一定の要件に当てはまるときは、税額が軽減される特例があります。

住宅取得控除
—要件に当てはまると三年間控除—

自分が居住するための住宅を取得し、その住宅が一定の要件に当てはまるときは、入居した年から三年間、住宅取得控除として一定額が所得税額から控除されます。

昭和五十九年中に入居した場合の控除額は、住宅ローン等の一年間の返済額のうち三十万円を超える部分の十八％（最高十五万円）となっています。

国民健康保険

高額療養費制度が10月から変わりました

健康保険の改正により、十月一日から国民健康保険の高額療養費の内容が変わりました。

医療費の自己負担額が、一人一カ月一つの病院、診療所で五万一千円（低所得者は三万円）を超えた場合、その超えた分は国保が負担します。

三万円以上の自己負担が二回以上の場合は合算して適用

一世帯の医療費が、ひと月に三万円（低所得者は二万一千円）以上の自己負担が二回以上あった場合、その額を合算して五万一千円を超えた分については、国保で負担します。

一年に高額療養費が四回以上の場合は四回目から三万円に

一年間に、同一世帯に対し、限度額いっぱいの高額療養費の支給が四回以上あった場合に、四回目以降からは、自己負担額が三万円（低所得者は二万一千円）を超えた分については国保が負担します。

長期で高額の療養者の最高限度額は一万円

血友病など、高額な治療を長期間うけなければならない病気で、厚生大臣の指定したものについては、高額療養費の限度額は一万円となります。一カ月一万円を超えた医療費はあとで国保から払い戻されます。
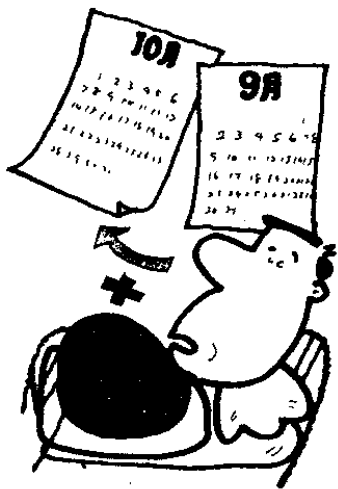
暦月ごとに計算

たとえば、ある月の十五日から翌月の十五日まで入院した場合で、最初の月の自己負担額が三万円、翌月が三万円、合計で六万円を自己負担した場合でも、高額療養費は支給されません。

ただし、同一月内にいったん退院して、またそこへ再入院したような場合は、合わせて計算します。

病院・診療所ごとに計算

たとえば、Aの病院とBの病院へ同時にかかっていて、自己負担分として、Aへ十万円、Bへ二万円支払った場合は、Aについては四万九千円の高額療養費が支給されますが、Bの分については支給されません。
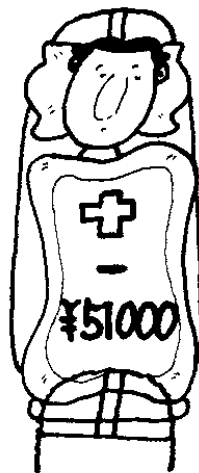
ただし、それぞれが三万円以上、たとえばAへ五万円、Bへ六万円支払った場合には、ABを合算した額から五万一千円を差し引いた、五万九千円が支給されます。

歯科は別

一つの病院・診療所に内科などの科と歯科がある場合、歯科は別の病院または診療所として扱います。

一つの病院の入院と通院は別扱い

総合病院の各診療科は、別の病院・診療所として扱います。

一つの病院、診療所でも、入院と通院は別に扱い合算しない。

差額ベットや付添い看護料、また、歯科の差額徴収などは、保険診療の対象となりません。

「少年の主張」東頸地区大会

南雲春美さん（大島中）郡代表

九月十一日、大島中学校において、郡内各中学校から選ばれた計十四名によって少年の主張、東頸地区大会が行われた。

優秀賞には、大島中三年の南雲春美さんが選ばれ、郡代表として九月二十三日の県大会に出場した。

松之山中、浦田中からも各二名づつ参加して、それぞれ奨励賞を受賞した。

松之山中、浦田中の発表者は次のとおり。

▽松之山中　三年　渡辺美千子
　　　　　三年　福原　光江
▽浦 田 中　二年　江口　洋子
　　　　　二年　南雲　由紀

親子ソフトボール大会

優勝は松里チーム

九月八日、松中グランドで昨年より一チーム多い七チーム約百人が参加して、第二回親子ソフトボール大会が行われた。

試合時間も短く、連戦になるチームも多かったが、親子して楽しんだ一日だった。

決勝戦は、松里チームと湯山チームが対戦し、打力に勝る松里チームが八対四で優勝した。

三位決定戦は、三省チームと浦田Aチームが対戦し、三省チームが十四対一で快勝した。

優勝した松里チーム

きのこ研修会

10月7日　大厳寺高原

▽期日　10月7日（日）
▽場所　松之山町大厳寺高原
▽集合　午前10時までに大厳寺高原の駐車場へ
▽講師　安塚町立沼木小学校　秋山和喜先生
▽主催　東頸城地区理科教育センター。東頸城郡理科教育研究会。
▽その他　小雨でも決行、昼食を持参してください。きのこ汁をサービスします。

郡美術展

▽会期・10月20日〜22日
▽会場・松代町総合体育館
▽主催・郡公民館連絡協議会

町美術展

▽会期・10月27日〜29日
▽会場・自然休養村センター
▽主催・松之山町・町文化協会

行政相談

▼10月18日（木）午後一時から四時まで、浦田克雪センター
▼10月19日（金）午後一時半から三時半まで、老人憩いの家

お勤めの方ならどなたでも

“くらしバックアップ”　ろうきんローンセンター

	名称	融資額	金利	期間	用途
不動産担保	住宅ローン	3,000万円以内	年7.70%〜8.10%	10年〜30年以内	新築・増改築・土地・家屋購入
	暮らしのローン（多目的）	1,000万円以内	年8.70%〜9.10%		住宅・教育・生活資金など多目的
	災害住宅ローン	3,000万円以内	年7.45%〜7.85%		家屋補修・復旧資金・土地・家屋購入
無担保	暮らしのローン	100万円以内	年10.90%	5年以内	自動車購入・結婚・教育・レジャー資金
	教育ローン	200万円以内	年9.20%	10年以内（据置期間4年以内含む）	お子様の教育資金
	災害無担保ローン	100万円以内	年8.90%	10年以内	建具・畳・家具等の復旧資金

（59.10.1 現在）

（融資対象者）

新潟県労働者信用基金協会の保証により、お勤めの方で次の方々がご利用できます。
● 勤務先に労働組合がない方。
● 労働組合が労働金庫に加入されていない方。
● 事業主以外のお勤めの方。

※詳しくは下記にお問合せ下さい。
〒951　新潟市寄居町332
新潟県労働金庫本店内
財団法人　新潟県労働者信用基金協会
TEL 0252-28-3411

さわやか君

西村宗
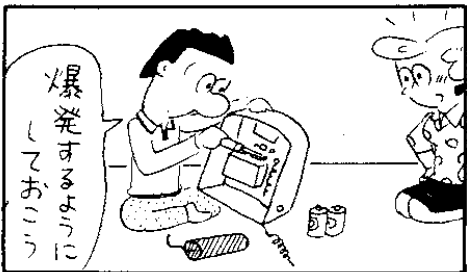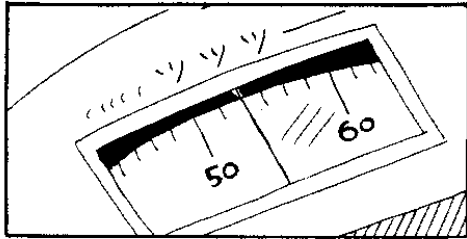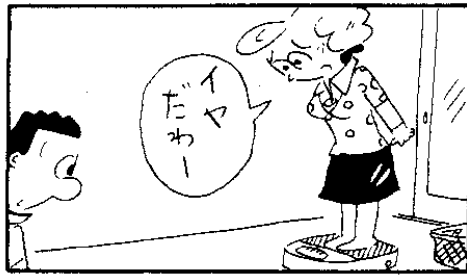
「老人憩いの家」の前に ゲートボールのコート新設

老人憩いの家「松寿荘」の前にゲートボールのコートを新設しましたのでご利用ください。（松里協議会）

きのこ講習会

10月11日 大島村・菖蒲高原牧場

秋のきのこ狩りのシーズンを迎え、正しい知識の普及をはかり、きのこによる食中毒の発生を未然に防止するために、大島保健所などの主催により〝きのこ講習会〟が開かれる。

この講習会は雨天でも決行、参加者は山に入る服装をし、きのこ入れ、筆記用具、昼食等を持参すること。当日希望者にテキストの販売もある。

早川先生により、きのこの採取方法、鑑別、見分け方、薬理的効用について勉強。最後にきのこ汁の試食会が行なわれる。

▽日　時・十月十一日（木）午前九時半～午後三時半まで

▽会　場・大島村 菖蒲高原牧場

▽主　催・大島保健所、東頸城食品衛生協会、調理師会

入札結果 9月

▼産第十七号・農道災害復旧（小谷）　二〇m
高橋組　三二〇万円

▼産第十八号・頭首工災害復旧（天水越）取水口一カ所
高橋組　六五万円

▼建第二十九号・道路改良
東川・藤倉・天水越線（藤倉）
高橋組　八三〇万円

▼建第三十号・道路災害復旧
東川・藤倉・天水越線（天水島）
大海組　九二万円

▼建第三十一号・道路災害復旧
松口・松之山線（松口）
高橋組　一、六〇〇万円

▼建第三十二号・道路修繕
松代・松之山線（松口）
高橋組　一四〇万円

停電 東北電力

▼11月5日（月）
◦午後一時～四時半まで
◦東山、五十子平、坪野、赤倉

▼11月6日（火）
◦十二時半～午後四時半まで
◦松之山の一部、光間、上川手、下川手

▼11月9日（金）
◦午前八時～午後一時まで
◦黒倉、藤原、修業者

運転免許証の更新

▽10月9日（火）午前9時より
▽11月8日（木）午前9時より
会場は自然休養村センター、講習会は午後一時より。

9月にあった行事

3日　人権相談
5日　入札（産業課二件）
6日　議会産経委員会
7日　幼年消防クラブ発会式
　　　水稲評価打合会
9日　救急フェスティバル(安塚町)
10日　教育委員会
　　　民生委員協議会
11日　農業祭打合会
　　　議会建設委員会
13日　出稼相談
15日　敬老の日
18日　入札（建設課四件）
20日　東部陸上大会（小学校）
23日　秋分の日
26日　農業委員会
　　　上越教育大の学生演奏会
27日　議会定例会（28日まで）

水洗トイレ(し尿浄化槽)講習会

大島保健所では「し尿浄化槽設置者講習会」を開催します。水洗トイレを設置している方は、ぜひご出席下さい。

▼日時・10月31日（水）午後一時半から

▼場所・自然休養村センター

▼内容・スライド(私たちの美しい街を作る浄化槽）講演（浄化槽の正しい維持管理）

10月10日は「目の愛護デー」
あなたの目は疲れていませんか

あなたの目は疲れていませんか。というのもテレビ、読書、車の運転など現代社会は、とかく目を使う機会が多いからです。

十月十日は「目の愛護デー」です。疲れぎみのあなたの目が近視にならないよう、また、近視がこれ以上すすまないように、次のことに気をつけましょう。

＊テレビを長時間連続して見るのは避けましょう。一時間見たら、十五～三十分は目を休ませるのが、休憩の目安です。

＊読書は姿勢を正して、目を本から三十～四十センチぐらい離して読むようにしましょう。また、暗い所で本を読むのはやめましょう。

＊視力の低下が分かった場合は、速やかに専門医の診察を受けましょう。

お風呂場の電気洗濯機には
必ず漏電遮断器とアースを！
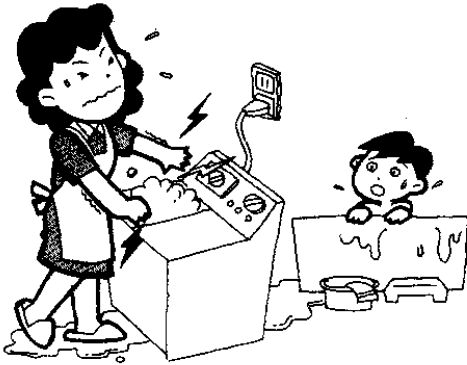
お風呂場は特に感電しやすいところなので、必ず漏電遮断器とアースをつけて、感電事故を防止しましょう。

(財)東北電気保安協会

SGマーク

暮らしの知恵
No. 3

『圧力なべ』
無理に開けない
圧力をさげてから開ける

圧力なべが人気をあつめていますが、普通のなべとちがってなべの気圧があがっています。なべ内の圧力が完全にさがっていないうちに、ふたを開きヤケドをしたという事故が起きています。

圧力をさげてから、ふたをとること、ふたの開閉装置が重いときは無理に開けない、というごく基本的な扱いを怠ったためにトラブルが生じています。

圧力なべは、普通のなべにない利点がある反面、取扱いを誤ると事故につながりかねない製品です。圧力なべのよさをいかすために取扱説明書をよく読んで、じゅうぶん理解したうえで使っていただきたいものです。

事故例

▼豆を煮ていてガスを止めようとしたところ突然爆発、ガスレンジと食器棚のガラスが破損し、安全装置（弁）が飛んでいた。使用者は右示指打撲、事故原因は安全装置の組立ミス。

▼重ねふた式なべで、おかゆを作り圧力をさげるとき噴出してヤケド。原因は、このなべはおもりを一段だけ引きあげるところ、おもりそのものを抜いてしまったための事故。

▼料理講習会で煮炊き後、おもりの操作をしないで二人がかりであけようとしたところ、なかの煮物がふき出て、ひとりは左胸、ひとりは胸と右下肢退部にそれぞれヤケド。

▼蒸気がではじめたので火を止め、おもりを取るとゆで汁がでてきたので再びおもりをし、ふたをあけようと、いじっているうちに開いて中味がとび散り、顔、両腕、肩、背中にヤケド、十日間通院。

▼おしるこを作って放置十八分後開けようとしたところ、よくわからないので三人でいじっていると爆発、十三歳の少女は顔と首にヤケドをし、二週間の通院。母親ともうひとりも腕にヤケド。

74人